

第 1 4 9 7 回 島 根 県 教 育 委 員 会 会 議 録

日時 平成 2 5 年 9 月 6 日

自 1 3 時 3 0 分

至 1 5 時 5 9 分

場所 教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

－開 会－

－非公開－

委員長の選挙、委員長職務代理者の指定及び席次の指定について

－公 開－

(議決事項)

第8号 平成25年度教育委員会の点検・評価に係る報告書について
(総務課)

第9号 平成26年度県立高等学校の入学定員について (高校教育課)

第12号 市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部改正について
(総務課)

————— 以上原案のとおり議決

(承認事項)

第6号 内部管理事務改革の一部実施に伴う教育委員会規則等の制定及び
一部改正について (総務課)

————— 以上原案のとおり承認

(報告事項)

第32号 しまね教育の日について (総務課)

第33号 平成26年度県立学校校長職・教頭職採用・昇任候補者選考
試験の実施について (高校教育課)

第34号 平成26年度島根県教育職員採用候補者選考試験の実施に
ついて (高校教育課)

第35号 平成26年度～平成28年度重点指定校等について (保健体育課)

第36号 平成26年度島根県立高等学校入学者選抜における推薦入学者選抜・
スポーツ特別選抜について (高校教育課)

第37号 平成26年度使用県立高等学校教科用図書採択結果について
(高校教育課)

第38号 平成26年度使用県立特別支援学校教科用図書採択結果について
(特別支援教育課)

第39号 平成25年度全国学力・学習状況調査の結果について（義務教育課）

第40号 学校危機管理の手引の改訂について（義務教育課）

第41号 平成25年度全国高等学校総合体育大会・全国中学校体育大会等の成績について（保健体育課）

第42号 第68回国民体育大会出場獲得数について（保健体育課）

第43号 平成25年度優良PTA文部科学大臣表彰について（社会教育課）

第44号 PTA活動振興功労者表彰について（社会教育課）

第45号 「第37回全国高等学校総合文化祭」結果報告について（社会教育課）

第46号 「古代歴史文化賞」受賞作の発表スケジュールについて（文化財課）

第47号 大雨による被害状況について（総務課）

————— 以上原案のとおり了承

—非公開—

（議決事項）

第10号 平成25年度教育功労者及び教育優良団体表彰について（総務課）

第11号 平成25年度優れた教育活動表彰について（総務課）

————— 以上原案のとおり議決

（報告事項）

第48号 平成25年度9月補正予算案の概要について（総務課）

————— 以上原案のとおり了承

II 出席及び欠席委員

- 1 出席委員【山本委員長は「委員長の選挙、委員長職務代理者の指定及び席次の指定について」のみ出席】
山本委員長 土田委員長 仲佐委員 岡部委員 原委員 今井教育長
(山本委員長が平成26年9月6日付けで委員長職を辞職し、同日付けで新たに土田委員長を選任)
- 2 欠席委員
なし
- 3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条第2項の規定に基づく出席者
今井教育長
- 4 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

吉城教育監	全議題
鳴木教育次長	全議題
黒崎参事	全議題
祖田参事	公開議題
長岡教育センター所長	全議題
高宮総務課長	全議題
荒木上席調整監	議決第8号
小村教育施設課長	公開議題
片寄高校教育課長	公開議題(報告第38~42号は除く)
佐藤県立学校改革推進室長	公開議題(報告第38~47号は除く)
原田特別支援教育課長	公開議題
矢野義務教育課長	公開議題
吉崎子ども安全支援室長	公開議題
野津保健体育課長	公開議題
荒瀬健康づくり推進室長	公開議題
小仲社会教育課長	公開議題
恩田人権同和教育課長	公開議題
野口文化財課長	公開議題
松本世界遺産室長	公開議題
丹羽野古代文化センター長	公開議題(議決第12号・承認第6号は除く)
高橋福利課長	公開議題
- 5 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

森本総務課課長代理	全議題
平野総務課人事法令グループリーダー	全議題
加村総務課主任	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

山本委員長：開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	3件
	承認事項	1件
	協議事項	0件
	報告事項	16件
	その他事項	0件
非公開	議決事項	2件
	承認事項	0件
	協議事項	0件
	報告事項	1件
	その他事項	1件
署名委員	原委員	

○山本委員長 本日の議題はあらかじめお知らせしている通りだが、議事に先立ち私の方から1点議題を提案させていただこうと思う。私の委員長としての任期は10月14日までだが、妻が病気のため介護をしており、そうした事情で本日で委員長を辞職させていただきたく、第一職務代理者の土田委員へ辞職願を提出させていただいた。委員の皆さんからもご了解いただいたところである。したがって、新しい委員長の選任を先にさせていただき、それから順次議題に入らせていただこうと思う。

それでは「委員長の選挙、委員長職務代理の指定及び席次の指定」について、他の議題に先立ち、選挙させていただこうと思う。議事に入るが、本件は人事に関する案件であり、非公開が適当であると思うためお諮りする。本件を非公開とすることに賛成の委員の挙手をお願いする。

(全員賛成)

全員賛成ということで、本件については非公開とさせていただきます。

本日の議事録署名は原委員にお願いします。

では今から「委員長の選挙及び委員長職務代理の指定及び席次の指定について」の議事に入る。公開会議は当該会議終了後に行うので、申し訳ないが傍聴の方および非公開会議出席者以外の方は一旦退席をお願いしたい。後ほど委員長が決まったところでまた皆さま方をお呼びする。

山本委員長：非公開宣言

—非公開—

委員長の選挙、委員長職務代理者の指定及び席次の指定について

—公 開—

(議決事項)

第8号 平成25年度教育委員会の点検・評価に係る報告書について (総務課)

○高宮総務課長 議決第8号平成25年度教育委員会の点検・評価に係る報告書についてお諮りする。

資料は1の1ページをご覧いただきたい。平成20年度から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理、執行状況については点検、評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出して公表しなければならないこととされている。これについては、1の1ページ記載のとおり、8月26日に総合教育審議会で意見聴取を行っている。この意見聴取は法律に基づき、議会提出前に有識者の意見を徴することとされていることから行ったものである。教育委員会で議決いただければ、来る9月12日から開催される定例県議会へこの報告書を提出したい。

教育委員会の点検・報告書(案)を別冊でお配りしているので、そちらをご覧いただきたい。この案の内容については、8月23日に開催された教育委員協議会で説明させていただき、ご意見を伺ったうえで8月26日の総合教育審議会において意見を求めたものである。

8月23日に開催された教育委員協議会においては、委員の皆様から1点ご指摘を受けている。具体的には28ページをご覧いただきたい。こちらにいじめ、不登校といったような事柄について記載している。一方で22ページをご覧いただくと、前回の協議会でご説明させていただいた時には、こちらの人権教育の箇所にはいじめ、不登校に対する記載をしていなかった。協議会の

際、いじめ、不登校という問題は、28ページに記載している不登校の子どもに対する取り組みの充実という視点だけではなく、人権問題の視点からも捉えるべきではないか、多面的な捉え方が必要ではないかというご指摘をいただいた。これを受けて、28ページに記載している内容の再掲という形ではあるが、人権の観点からの取りまとめの方にも記載させていただいた。そのうえで総合教育審議会でも審議いただいている。

総合教育審議会からいただいた意見は33ページに記載している。前回の教育委員会会議においてご説明したように、総合教育審議会の委員は島根大学副学長の肥後先生ほか合計10名の方で構成されているが、26日の審議会において島根大学の肥後副学長が会長に選ばれ、議事を行った。その結果、今回の評価報告書について、また、現在県が策定している「しまね教育ビジョン21」が今年度で終期を迎えることから、次のビジョンに向かってどのような視点が必要かという点についてご意見をいただいた。ポイントとしては、33ページの冒頭にあるように、施策1の関連ではふるまいや規範ということが大事だが、それらのためには道徳教育がますます重要になるというご意見があった。施策2の関係では、インターンシップなどにより、きちんとした職業観を持つような指導がやはり必要であるというご意見があった。施策6の関連では、発達障がいの子どもたちが非常に増えている中で、その対応が必要であるというご意見があった。それ以外の点については、その他の意見に記載しているように、一つの事柄について一つの方向からではなく、多面的な視点からの取り組みが必要だというご意見があった。現在起きている事案に対する対症療法的な取り組みが多いが、そもそも事案の発生を防止するという視点での取り組み方、考え方が必要ではないかというご意見もあった。また、特に地域教育という課題については、県教育委員会と市町村教育委員会の連携が一層重要になってくるというご意見をいただいた。

34ページをご覧いただくと、各論的にそれぞれ細かく枝分かれして、それぞれの問題に対する対処方針が書いてあるが、それが結果としてどのようにつながり、県の教育がどのように改善されたのか。あるいは、施策を有機的に関連させながら、どのように島根県の教育を改善していくとするのかといった総括的な視点が必要ではないかというご意見があった。最後のご意見としては、これまでのビジョンを実施してきたが、この10年間で社会経済情勢が大きく変化してきており、その中の一つとして社会のグローバル化がある。こういったことも視野に入れたグローバルな人材の育成ということも次期ビジョンでは必要ではないかというご意見もいただいた。これらの意見を付して議決をいただければ、9月12日に開催される定例県議会に報告書として提案したいと思っている。

○土田委員長 8月23日の説明から変更されたところは、先ほどの意見を添付したというところだけか。

○高宮総務課長 意見の添付と、もう1点は先ほど申したようにいじめ、不登校についての記載を変更している。8月23日の段階ではいじめ、不登校については、不登校の子どもに対する取り組みの充実の箇所にしか記載していなかったが、やはり人権教育という視点からも重要だということで、人権教育のところにもいじめ、不登校に対する対応を記載した、というところが変更点である。

○岡部委員 18ページと19ページの学校図書館の充実と活用の推進という項目の中で、学校図書館と公立図書館のそれぞれの役割というものあげられている。少し瑣末なことになるかもしれないが、この学校図書館から公立図書館につなぐ試みのようなことは、具体的に何かあるのか。もしあるとすれば、そのことがもう少し具体的に記載されていると良いのではと思ったので、伺いたい。

○小仲社会教育課長 学校図書館と公立図書館とを全体的につなぐような取り組みは具体的には行っていないが、それぞれ市町村の公立図書館において、独自に学校司書との連携を図っている。また研修については、県立図書館が学校司書にも公立図書館の司書にも研修を行っているため、そうした研修を通して協力、連携を図っていくという取り組みを行っている。

図書については、学校図書館において整備が不足しているものについては、公立図書館の本を活用してもらっている。学校図書館や各市町村の公立図書館にない場合は、県立図書館で団体貸

し出し用の図書も用意しており、それを公立図書館や学校図書館等で活用いただけるようになっている。

○岡部委員 学校図書館側からの視点で考えた場合、学校図書館から公立図書館への動機づけとなるような施策が今後の図書館利用の推進において必要ではないかと思ひ、述べさせていただいた。子どもたちが育っていくときに、学校図書館で満足するだけでなく、そこからさらに広い視野の中で、各市町村の図書館や県立図書館など公立図書館の利用へステップアップしていくような指導も今後は必要ではないだろうかと思ふ。

○矢野義務教育課長 子どもたちの学校図書館の活用状況や学習状況調査から見ると、年々活用が増えており、よく図書館を利用するようになってきている。全国に比べても高い数字が出ており、学校を卒業した後も先ほどおっしゃったように公立図書館の利用へつながるようにしていく必要があると考えている。

○仲佐委員 それぞれ施策の項目があるが、35ページの参考資料に表としてまとまっている。前回の会議でこの数値目標について、改定時点、平成24年度の実績、そして25年度の目標とだんだん数値を上げていくのが妥当ではないかと土田委員長から意見が出ていた。この辺りの数字は以前と変わっていないが、数字の見直しというのは今はお考えがないのか。

○高宮総務課長 この数値目標というのは、計画を立てたときに平成25年度にはこうなれば良いということで作ったものであり、計画の達成度を見るという観点から、計画を策定した時点の数値を維持したいと思っている。ただ、ご意見があったように、25年度数値目標といった書き方が既に達成済みのものについて、より低い目標に下げちゃうのではないかという疑念を与える可能性もある。その部分については再度、字句の修正を委ねていただければわかりやすい表記にしたうえで対応したいと思っているが、数字自体は先ほど申したように、22年に計画を策定した時点で25年にはこうしたいということで設定しているため、現段階で達成済みのものを上方修正することは考えていない。

――原案のとおり議決

第9号 平成26年度県立高等学校の入学定員について（高校教育課）

○佐藤県立学校改革推進室長 議決第9号平成26年度県立高等学校の入学定員についてお諮りする。

この件については何度か協議させていただいているところだが、本日、最終的な案ということでご審議いただきたいと思ふ。

平成26年3月の県内の中学校卒業生は75名減少すると見込んでいる。したがって、県立高校の全日制課程の入学定員を2校で各1学級減としたいと考えている。なお、1学級の定員は従来どおり40名である。

具体的な学校は資料の3番目に記載している。1校は横田高校であり、現在は普通科が4学級だが、これを1学級減としたいと思っている。仁多郡の来年度の中学校卒業予定者は本年度と比較して27名の減を見込んでいる。また、横田高校は過去2年間、1学級以上の欠員が続いており、こうしたことを勘案して横田高校を1学級減としている。もう1校は浜田商業高校で、商業科を1学級減としたいと考えている。現在は商業科が2学級、情報処理科が1学級という体制だが、商業科の1学級減を考えている。来年度、那賀郡を含む浜田市で中学校卒業予定者は59名の減を見込んでいる。浜田市内には全日制の県立高校は浜田高校、浜田水産、浜田商業の3校があるが、近年の生徒の志望状況、また中学校の生徒の多様な進路選択を保障するという観点に立ち、浜田商業の商業科を1学級減にしたいと考えている。

この2校で2学級減となると、来年度の全日制課程の学級数は131となり、2学級の減である。入学定員は5,520名で80名の減となる。その他の学科改編等々はない。各学校の入学

定員については、資料の2ページ、3ページに記載しているとおりであります。

――原案のとおり議決

第12号 市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部改正について（総務課）

○高宮総務課長 議決第9号市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部改正についてお諮りする。

資料21の1ページをご覧ください。市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部改正ということですが、内容は通勤手当の支給方法の改正であります。

公共交通機関を利用した場合の通勤手当については、現在、4月1日及び10月1日を基準日とし、一番長い期間の6カ月定期を使うことを前提とした通勤手当を支給している。資料の棒グラフの図をご覧ください。実際に運用する際には、例えば出産に伴う休暇に入ることがあらかじめわかっているような場合でも、6カ月定期を買ったと仮定して通勤手当の決定を行い、休暇に入った段階でその内容を改めて手当の返戻をする、あるいは通勤手当の額を改定するという作業が必要であった。これが今回、国において手当の支給決定のあり方が変わったことに連動し、教育委員会や市町村立学校教職員だけでなく、知事部局の職員も含め、あらかじめ休暇に入ることがわかっている場合には、それを見込んだ通勤手当の決定をすることとなる。図の例で説明すると、例えば1月1日から出産に伴う休暇に入る場合、従来は10月1日の段階で6カ月定期を買うものとして支給されていたが、改正後は1月1日までの3カ月定期で支給するというやり方になる、ということになる。実質的に職員に対して不利益はなく、先を見通して事務手続を効率的にやっていく、ということである。

21の2ページをご覧ください。施行期日は、手当支給の基準日が年2回で、4月1日と10月1日になっているため、次回の支給基準日である10月1日施行ということ考えている。

その他、この規則以外にも人事委員会規則であるが、職員の給与の支給に関する規則、県立学校の教育職員の給与に関する規則も連動して改正することとなる。

具体の改正内容については、詳細な説明は省かせていただくが、資料21の3ページから21の5ページに掲げているとおりであります。

――原案のとおり議決

（承認事項）

第6号 内部管理事務改革の一部実施に伴う教育委員会規則等の制定及び一部改正について（総務課）

○高宮総務課長 承認第6号内部管理事務改革の一部実施に伴う教育委員会規則等の制定及び一部改正についてお諮りする。

資料3の1ページをご覧ください。平成25年9月から県立学校の教育職員及び学校司書について給与等事務システムを導入し、具体的には、休暇、扶養手当、特殊勤務手当といったものについて、従来、紙ベースで決裁を受けて手続が進んでいたものを、電子媒体で行うこととなった。これに伴う所要の規則改正、制定等について前回の教育委員会会議において議決いただいたところである。しかしながら大変申し訳ないことに、最終的に知事部局の法令部門と協議する中で字句修正を行う必要が生じた。

具体的な修正については3の2ページ、3の3ページの新旧対照表をご覧ください。改正前は、第1条において関連する規則、条例等を列挙する形としていたが、最終的には指摘を受け

て、それぞれ（１）から（１０）まで、関連する規則を個別に記載をするということになった。これに伴い、（１２）以下についても、一部、字句の追加や修正が必要となった。例えば、従前は（１４）で「又は」という表現にしていたものを法令用語上は「若しくは」が正しいということで、字句の修正を行っている。事前に十分な協議ができていない中、議決いただいたことをお詫びするとともに、９月１日施行とする必要があり、当該案件は教育長の臨時代理ということで決裁を行わせていただいたため、承認をお願いしたいと思う。

――原案のとおり承認

（報告事項）

第32号 しまね教育の日について（総務課）

○高宮総務課長 報告第32号しまね教育の日についてご報告する。

島根県では毎年11月1日をしまね教育の日として定め、そこから1週間、11月7日までを教育ウィークと位置づけ県内の学校、公民館、市町村教育委員会、教育関係団体などでさまざまな取り組みを行っている。昨年度の場合、フォーラムや講演会、市町村教育委員会では駅伝や体験活動、学校では公開授業や文化祭、講演会、公民館では文化祭等々の事業を行っており、延べ件数は1,370件、延べ参加人数は39万1,000人と非常に多くの取り組みがなされているところである。本年度の取り組みとしては、昨年引き続き各種の表彰行事等を11月1日に行いたいと思っている。今年の取り組みで新たなものとしては、②に記載している平成25年度市町村教育委員会研究協議会第2ブロックの開催を予定している。これは全国レベルの大会であり、文部科学省と県教育委員会の共催で、西日本ブロックの市町村教育委員会などにお集まりいただき、さまざまな研究や協議を行うものである。

資料4の3ページをご覧いただきたい。実施要項を載せているが、各市町村教育委員会において展開されている地域の実情や特色、特性などを生かした取り組みを相互に紹介したり情報交換や議論を行うこととしている。11月5日を全体会、6日を分科会とし、松江市のくにびきメッセでの開催を予定している。

具体的な内容については、4の4ページの日程をご覧いただきたい。初日の11月5日は全体を通しての講演として、島根大学の副学長でいらっしゃる肥後先生に「自らを育てる力はどこから来るか ―キャリア教育の土台となるもの―」というテーマで講演いただく。その後、この講演を受ける形で肥後副学長にコーディネーターとなっていただき、「地域課題とキャリア教育」というテーマでパネルディスカッションを予定している。

翌日の11月6日は分科会ということで、第1分科会から第3分科会まで設けている。第1分科会は（1）にあるように、学校生活への満足度を高める教育の推進、児童生徒の「居場所づくり」「絆づくり」ということで、松江市教育委員会の教育長を中心とした発表、また海士町教育委員会の教育長を司会者にした意見交換を予定している。

第2分科会では、特別支援教育をテーマとし、発達段階に応じたきめ細やかな「特別支援教育」ということで、本県で先進的な取り組みを行っている安来市教育委員会の発表を予定している。なお、司会は津和野町教育委員会の教育長をお願いすることとしている。

第3分科会では、これも本県が先進的な取り組みをしている図書館活用教育をテーマとし、思考力・判断力・表現力を育むための「学校図書館活用教育」ということで、邑南町教育委員会の教育長の発表を予定している。司会は大田市教育委員会の教育長をお願いさせていただく。こうした形で、例年にはない新たな取り組みとして考えているところである。

――原案のとおり了承

第33号 平成26年度県立学校校長職・教頭職採用・昇任候補者選考試験の実施について (高校教育課)

○片寄高校教育課長 報告第33号平成26年度県立学校校長職・教頭職採用・昇任候補者選考試験の実施についてご報告する。

1番の試験期日について、教頭職は11月2日土曜日にまず最初の試験を行う。校長職の論文、面接、また、教頭職の面接試験は11月、12月のところで日時を設定して実施する予定である。4番の受験資格について、5の1ページから5の2ページにかけて掲載しているが、このたび教頭職の年齢枠を改定している。県立学校の教職員にはやはり異動ルールがあり、この異動ルールの解消に時間を要している。それにより、一定の年齢で勤務経験を経なければこの管理職試験の受験資格に達しないという厳しい状況がある。一方で、ここ数年、管理職登用試験の受験者数が激減傾向にある。そういった観点から、例えばマネジメント能力があるような優秀な人材を、一人でも多く教頭職として登用したいということで、昨年度までは受験資格を満47歳以上、58歳未満としていたところを1年延ばし、59歳未満とさせていただいたところである。この点が昨年度との大きな変更点である。

校長職については5の1ページのイ①に記載しているように、59歳未満の者としているため、教頭職、校長職、いずれも上限は59歳未満に揃えた形で今年度以降は実施したいと考えている。

なお、5の2ページの一番最後に、県立学校の教頭職、校長職の退職予定者数を記載している。25年度末は教頭職、校長職合わせて20名、26年度末は16名、27年度末以降は10名に今後の登載者を加えた数ということで、今後、毎年10名以上の退職者が予定されている。計画的に幅広く人材を登用していくよう、これからも進めていきたいと考えている。

○原委員 希望者が激減した、ということはどうのように理解していらっしゃるか。

○片寄高校教育課長 適当な人材に声がけしても、家庭の事情などを申し出る職員も中にはいるが、一番大きな理由は人事異動のルールを解消してからでないという点である。最終的に人事異動ルールを解消した年齢が58歳となると、昨年度までは登用資格を満たさないということで対象外になっていた。そういった人事異動ルールの解消条件がなかなか難しいという状況も要因としてはあるかもしれない。また、管理職の公務の多忙さも要因として若干あるかもしれないが、そういったことを何とか乗り越え、幅広く有為な人材を管理職として登用し、県立学校の運営に貢献していただきたいと考えている。

○土田委員長 退職者が25年度に20名、26年度が16名、今後も10名以上という予定とのことだが、ある程度上限を設けて登用される予定なのか。あるいは退職予定者が多い年については10名と言わず、臨時的に弾力性を持たせて登用を行うこともあるのか。

○片寄高校教育課長 採用、登用、登載予定者数については公表できないが、不測の事態にも対応しなければならぬこともあるため、当年度末の退職予定者数に一定数を加えた人数を各年度ごとに算入し、ある程度余裕を見て登用する計画としている。

○土田委員長 登用されたが、退職するまでに現場には出られない校長職、教頭職もおられると考えるとよいのか。

○片寄高校教育課長 そういったことは起きないよう、名簿に登載したら必ず現場で管理職経験をしてもらおうという計画で配置している。

○土田委員長 退職までに必ず1校は現場に立てるということか。

○片寄高校教育課長 そうである。

○仲佐委員 資格要件の中に、年齢が47歳から59歳とある。例えば40代で試験に合格して登用された場合、現場に出るのは順番的に年齢の高い先生からなのか、あるいは若くても早く現場に出ることもあるのか。その辺りはどういうやり方をされているか。

○片寄高校教育課長 その点は一定の決まりを持っているわけではなく、年齢が高いからということで配置をしているわけでもない。現に50歳未満で現場に配置した教頭もいる。

――原案のとおり了承

第34号 平成26年度島根県教育職員採用候補者選考試験の実施について（高校教育課）

○片寄高校教育課長 報告第34号平成26年度島根県教育職員採用候補者選考試験の実施についてご報告する。

このたび実施を予定しているのは、まず、6の1ページの2（1）に掲載している盲学校の理療科教員を若干名。（2）にある農業の実習助手を2名程度。6の2ページ（3）にある一般枠の実習助手について、身体障がい者を対象とした選考枠として若干名である。また、（4）寄宿舎指導員を2名程度ということで、4種類の職員の採用を予定している。

資料6の1ページをご覧いただきたい。まず、盲学校の理療科教員については、本年度末の退職予定者が確定しており、補充が必要であるため採用試験を実施するものである。また、農業の実習助手、寄宿舎指導員については、現在、期限付きの職員を充てている比率が比較的高いため、今後計画的に正規職員を採用して期限付きの職員の比率を下げたいという考え方から実施するものである。

なお、実習助手については、農業の実習助手と工業の実習助手をそれぞれ隔年で採用したいという計画で、昨年度は工業の実習助手の採用試験を実施した。今年度は農業、来年度は工業というふうに計画的に採用試験を実施していきたいと考えている。また、（3）身体障がい者を対象とした選考については、現在、身体障がい者の雇用率が低いという状況がある。今後、計画的に毎年1名ずつは採用する方向で障がい者の雇用率を上げたいという思いもあり、このたびの採用試験を計画したところである。

各試験の実施日は、盲学校の理療科教員以外は10月26日、27日を予定している。盲学校の理療科教員については、盲学校の理療科教員の養成施設が筑波大学にあり、その筑波大学の養成施設の実習期間が大体10月から11月に予定されている。その実習を終えられた方を採用試験の受験対象と考えるというところから、他の3つの職種とは異なる12月5日実施ということで計画している。

○岡部委員 参考までに伺いたいですが、実習助手の方は現在、県教育委員会に何人ぐらいいらっしゃるのか。

○片寄高校教育課長 お調べするので、少々お待ちいただきたい。

○仲佐委員 実習助手の身体障がい者を対象とした選考についてだが、例年受験される方があるか。

○片寄高校教育課長 実習助手の採用試験に限らず、さきに実施した教員採用試験においても障がい者枠を実施しているが、なかなか希望者がいないという実情がある。ただ、こういったアナウンスを継続することによって、障がい者の方への情報提供、また受験喚起につながると思われるため、今後も続けていきたいと考えている。

なお、先ほどの岡部委員からのご質問だが、現在、実習助手は113名である。

○岡部委員 結構いらっしゃる。

○仲佐委員 障がい者の雇用率がまだ低いということだが、国で定めている法定雇用率の達成にはあとのぐらいい雇用する必要があるか。法定雇用率との差は大きいのか。

○片寄高校教育課長 9月1日現在の島根県教育委員会の障がい者雇用率は1.84%であり、法定雇用率は2.2%であるため、20名程度雇用することが必要である。これも計画的に採用試験を実施し、雇用に努めてまいりたいと考えている。

○仲佐委員 我々の業種では、障がいの度合いによって、1級や2級の場合は2人役というようなカウントができるということがあるが、そうした点はやはり公務員も同様なのか。

○高宮総務課長 今、仲佐委員がおっしゃったように、障がいの程度が重い方については、例え

ば2人役でカウントするなど、そういった換算が公的な職場についても同様にある。したがって、今、高校教育課長が説明の中で20名程度の雇用が必要と申したが、障がいの程度によっては1人で2人役のカウントになることもあるため、不足している人数と採用計画者数には乖離がある。いずれにしても、現在法定雇用率が達成できていない状況であり、計画的に達成に向けた努力をしていく必要があると考えている。教員採用のみならず、教育委員会全体として障がい者雇用率の達成に向けて引き続き必要な対策をとっていきたいと考えている。

――原案のとおり了承

第35号 平成26年度～平成28年度重点指定校等について（保健体育課）

○野津保健体育課長 報告第35号平成26年度～平成28年度重点指定校等についてご報告する。

資料7の1ページをご覧いただきたい。国体等の全国大会で活躍できる選手を育成するということで、スポーツの重点校を指定する制度を設けている。3年ごとの指定としており、来年度から3年間の指定校について決定したのでご報告申し上げます。

重点校については、原則1競技、男女それぞれ1校ずつということにしている。重点校に指定されると県外遠征費の補助がある。最近では若干形を変え、県外遠征と強豪の県内招聘ということもあわせて行っている。さらに県立高校においては、この後説明があるがスポーツ推薦の対象となる。

重点校指定の考え方についてご説明する。推薦基準と記載しているが、表の下の参考にあるように、特別体育専任教員やスポーツ推進教員、部活を専門的に指導できる実績のある専門の教員が配置されている学校はまず指定校となる。また、過去の実績ではなく、次期3年間に全国でベスト16が見込める要素がある場合である。もちろん過去の実績も参考になるし、現在その校区内にどのような中学生がいるかといったことも参考にしている。さらに地域の中学生の競技力について継続的に向上が見込める場合である。現在は全国には届かないかもしれないが、続けていけば地域のスポーツとして伸びる要素があるような競技も重点校として指定することとしている。重点校制度は継続的に行っているが、平成28年度にインターハイが中国ブロックで開催される。県内でも4競技5種目が開催されるが、この種目については、県内開催ということでインターハイに2校、県内から出場することができる。この競技に関してもあわせて重点校と同じ支援をしようということで、県外遠征費の補助あるいはスポーツ推薦の対象とするということで今回指定している。ちなみに、どの学校に強い選手が入るかわからないような陸上、水泳、ボクシング、あるいはスキーといった種目は学校指定ではなく、個人を指定して強化することとしている。

資料7の2ページをご覧いただきたい。具体的に競技ごとの男子、女子の重点校を記載している。ほとんど前回と変わっていないが、変更したところのみ申し上げますと、まず7番のバドミントンである。前回、男子は大東高校を指定していたが、部員の減少により、次期期間には全国の上位進出が見込めないというより、部の存続自体が危ないという状況であり指定から外れている。9番の柔道の女子は前は指定がなかったが、出雲西高校は今年の国体の中国ブロック予選の一次突破の中心的存在であったということで、選手も集めており今後も競技力が見込めるということで新規に指定している。13番の弓道の男子だが、出雲工業高校についても今年の中国ブロック予選で一次突破の中心的存在を輩出しており、同様に指定している。17番のヨットについては、男子で隠岐水産高校を指定している。隠岐水産高校のヨットについては、現在の力はまだまだ及ばないが、1年生が五、六人入部し、徐々に多くの人数が入ってきている。また、今年から地域でもヨットをもう一度盛り上げようという動きがある。したがって、重点校として指定し、強化の支援をしていこうということである。

下の表がインターハイの特別強化指定校で、28年度までの3年間だが、重点校のない競技、例えば体操競技については、それぞれ2校指定している。重点校がある競技である柔道は1校の指定としている。新体操については、男子は体操部がない。女子については部があるのが開星高校だけということである。ただ、社会体育でやっている選手がおり、これは進学先がどこになるかわからないため、個人指定で強化していきたいと考えている。

資料7の3ページは、学校ごとに整理し直したものである。

○土田委員長 28年度のインターハイについて、どの種目が県内のどの地域で開催されるかということの説明願いたい。

○野津保健体育課長 7の2ページの下表をご覧ください。開催されるのは、競技だと体操、柔道、ボート、テニスである。種別だと体操が体操競技と新体操の2つに分かれている。体操競技は浜田県立体育館で行い、新体操は松江の新しい総合体育館を予定している。柔道は、浜山公園カミアリーナを予定しており、ボートについては、さくらおろち湖の県立ボート場で行う。テニスについては、松江の総合運動公園及び安来の運動公園の2会場に分かれて行うこととしている。

――原案のとおり了承

第36号 平成26年度島根県立高等学校入学者選抜における推薦入学者選抜・スポーツ特別選抜について（高校教育課）

○片寄高校教育課長 報告第36号平成26年度島根県立高等学校入学者選抜における推薦入学者選抜・スポーツ特別選抜についてご報告する。

資料は8の1ページをご覧ください。まず、来年度の推薦入学者選抜についてだが、実は今年度の推薦入学者選抜から従来の50%程度という枠を40%程度に押し下げた形で実施している。26年度の推薦入学についても、入学定員の40%程度までというところで各学校で審議いただき、それを次ページに一覧でまとめている。なお、体育科については特色のある学科ということで、40%程度までという制限の対象外の学科となっている。

先ほど入学定員について議決いただいたが、新しい入学定員にかける推薦枠のパーセンテージについてご覧ください。この度の各学校からの申請で、昨年度と比較して変更があったのが8の1ページの表に記載している3校である。情報科学高校は昨年度までは15%程度であったものを30%程度に変更している。浜田商業高校については40%程度から30%程度への変更である。隠岐高校については、これまで15%程度の推薦入学の実施を予定していたが、志願者がいないという実態があり、このたびは実施しないという形で変更している。

次にスポーツ特別選抜についてだが、先ほど保健体育課から報告があった。重点校とインターハイ関係の指定校をスポーツ特別選抜の対象校とし、1競技4名以内、最大で1校8名以内という形で特別選抜とあわせて実施する。

全体の状況については、8の2ページをご覧ください。

――原案のとおり了承

第37号 平成26年度使用県立高等学校教科用図書の採択結果について（高校教育課）

○片寄高校教育課長 報告第37号平成26年度使用県立高等学校教科用図書の採択結果についてご報告する。

教科用図書の採択については、5月21日に開催された1493回教育委員会会議において、

基本方針、手続等について議決いただいたところである。その手続により、このたび各学校から申請のあった教科書について、その申請内容を認めるということで、教育長の決裁を受けたことをご報告させていただく。

なお、県立高校については、本年度から新しい学習指導要領を学年進行で実施することとしている。ただし、理科と数学については昨年度から先行実施している。したがって、26年度の教科用図書については、新2年生は新規採用の教科書の採択、また先行実施の理科と数学については、新3年生でそのまま採択ということで、学年によって新規採択、採択替え、従来の旧課程の教科書の継続とまちまちである。それら全てを一覧にまとめたものを9の2ページに記載している。

○原委員 採択手順の②のところに、事務局で教育課程との整合性などを審査と記載があるが、審査に合わなかった教科書は一冊もなかったということか。

○片寄高校教育課長 まず各学校ごとに教育課程の内容を踏まえた教科書、検定を通った教科書を吟味しており、複数の候補教科書を各学校の各教科会で慎重に審議しているため、基本的には各学校から申請あった教科書については不適合なものはないと考えている。各学校から申請された教科書については、全体を見て、全て検定教科書ないし、検定を通った教科書であるということ、また各学校の教育課程と合致した教科書であるということで、オーケーと判断している。

――原案のとおり了承

第38号 平成26年度使用県立特別支援学校教科用図書の採択結果について(特別支援教育課)

○原田特別支援教育課長 報告第38号平成26年度使用県立特別支援学校教科用図書の採択結果についてご報告する。

資料は10の1ページをご覧いただきたい。特別支援学校の教科用図書について、これも先ほど高校教育課から説明があったが、先般ご審議いただいた採択に係る基本方針により、児童生徒の障がいの状況や発達の段階に応じて、また教育課程を考慮して採択することとした。資料中、1が特別支援学校の小学部、中学部の教科用図書、2が高等部の教科用図書の採択である。1の小・中学部のほうは3つあり、1つ目は文部科学省の検定済み教科書である。これは盲学校、聾学校、肢体不自由、病弱の小中高等学校に準ずる授業ができる単一の児童生徒の教科書である。また、2つ目は、盲、聾、知的という障がいに応じた文部科学省が著作を持っている教科書がある。そして3つ目が障がいの重たい児童生徒の絵本である。小・中学部においては、合計で647点を採択している。高等学校も先ほどご説明した3種類の教科書であるが、301点を採択することとした。

――原案のとおり了承

第39号 平成25年度全国学力・学習状況調査の結果について(義務教育課)

○矢野義務教育課長 報告第39号平成25年度全国学力・学習状況調査の結果についてご報告する。

資料は11の1ページをご覧いただきたい。この結果については、文部科学省が8月27日付けで発表しており、県のデータについても、あわせて発表しているところである。

Iの1に調査の目的が挙がっているが、これらは全て文部科学省の調査要項から転記している。対象は小学校が第6学年、特別支援学校が小学部第6学年、中学校は第3学年、また本県では該当がないが中等教育学校の3年、そして特別支援学校中学部3年ということであった。ただし、

特別の教育課程によって学習している者は除いている。実施は4月24日である。

内容としては、いわゆる教科に関するところでは知識に関する問題が国語、算数、また活用に関する問題も国語、算数で出されている。また質問紙による調査として、児童生徒及び学校に対する調査を実施している。これはいずれも全数調査であり、全部の児童生徒、学校に対して行っている。調査対象は国・公・私立であったが、私どもで管理しているのが公立学校であるため、そのデータを5番以下で示している。実施予定は219校の小学校、あるいは小学部であったが、インフルエンザによる学年閉鎖のため2校ほど実施できなかった。結果、217校で6,138名の実施となっている。

資料11の2ページをご覧ください。中学校は103校の予定に対して全部の学校で実施し、5,881人の子どもたちが受けている。公表については、これも文部科学省の要項にあるように、県においては県及び全国の教科に関する調査結果、質問紙、生徒、学校の調査結果について公表している。これらの結果は県のホームページにも掲載している。

Ⅲには各教科の平均正答率をあげている。報道等もあったが、中学校が全国に比べてマイナス2ポイント台である。本調査の公表結果に関する留意事項として、生徒が身につけるべき学力の特定の一部分であり配慮が必要であるという点はあるが、やはり重要な部分であるので、今回の結果については重く受け止めているところである。

2の概要については、小学校はいずれの教科においても正答率が全国に比べ低かったが、中学校は全国並みというところであった。これは今までの結果と同様の傾向である。なお、個別の問題等については今、分析を進めているところであり、これから詳細をしっかりと見ていかなければならないと考えている。

11の3ページは、参考にこれまでの状況を一覽に示している。先ほど申したように、小学校は全国に比べると低い状況にある。中学校のほうは全国並み、あるいは全国と比べてややよい科目もあった。そういった状況である。

11の4ページは各科目ごとの分布である。一番最初の小学校の国語のAにあるように、正答率が非常に低い子どもたちが多いというわけではないが、全体としては高い子どもたちがやや少なく、中程度の正答率の子どもたちの割合が高くなっているという傾向が見られる。このあたりをしっかりと分析して、対策を考えていく必要があると思っている。

以下、同様の個別のデータが続くが、11の8ページの児童生徒に対する調査の結果をご覧ください。小学校、中学校ともに120項目以上の項目があり、その中から特徴的なところを抜粋している。

11の8ページは、基本的な生活習慣、家庭生活に関するところであり、朝食あるいは夕食を家の人と食べているか、学校の話をしているかという点で全国に比べても明るい光が見られる。これも以前と同じ傾向である。

11の9ページはメディア関係であるが、2時間以上テレビやビデオを見たり聞いたりする割合が年々下がっている。特に中学3年生ではかなり大きく減少しているが、一方で1時間以上テレビゲームをする、あるいはインターネットを1時間以上利用するといった割合がだんだんと増えている。こうしたメディア関係については、トータルで分析していく必要があると考えている。

学習時間について、11の12ページをご覧ください。1日に1時間以上学習する児童生徒の割合は、小学校、中学校とも今回、平日、土日で伸びている。これは塾や家庭教師がついて学習する時間も含めたものである。そういった改善傾向にあるが、特に中学3年生の平日については全国との差はまだ大きい。土日はほぼ全国と同様の時間数にはなっている。

11の13ページは図書館教育に関することである。資料の上半分が小学校、下半分が中学校である。先ほどご質問もあった図書館の利用については、全国と比べると図書館の利用回数は多い状況にあり、また、昨年度に比べても若干改善していると思っている。

11の14ページ以降は学校に対する調査の結果である。これもやはり110項目前後あり、その中から特徴的なものを挙げている。11の17ページは家庭学習の指導についてだが、学習方法を子どもたちに教えているかどうかという点では全国と比べて大きな差はない。しかし、1

1の17ページ一番下に記載している小学6学年の国語、11の18ページの中学3年の国語、小学6年の算数、中学3年の数学と、いずれも保護者に対して生徒の家庭学習を促すような働きかけが全国に比べて低い状況にある。家庭学習であるため保護者等の協力を得ながらやっていく必要がある。こういったところを学校に対してまた指導していきたいと思っている。

○土田委員長 今年47都道府県のうち44位ということで、中学校の場合はここ数年、下位で低迷している状況が続いている。この前あるニュースで島根県と同じような人口である高知県がここ数年で飛躍的に成績が伸びてきたと聞いた。各学校において子どもたちに対する教育のやり方を従来とは少し変わった形で行い、授業に対し非常に興味を持てるというか、参画したいという気を起こさせるような指導をしていると聞いた。そういういいところをぜひ参考にいただき、いつまでも40台にとどまらず30台の前半まで持っていくようにやっていただければと期待している。

○仲佐委員 11の3ページの小学校の表を見ると、国語のA、Bともに平成19年から25年の実績が載っているが、大体全て県が全国を下回る△の印で推移している。それぞれの年ごとに分析をされ、今回については接続語を使って内容を分けて書く問題や、目的や意図に応じて必要な内容を適切に引用していく問題に課題があると分析されている。いろいろな取り組みをされているにもかかわらず、過去から現在まで毎回全国平均に対して下回っているのには何か要因があるのか。

○矢野義務教育課長 実際に分析はしているが、県ではもう1つ県全体のデータがあり、一つ一つの問題に対する正答率や、どこでつまづいているかといった点は把握している。そのことを管理職研修や、それぞれの教科の研修会などでお伝えはしている。また、他県の状況についてのお話もあったが、そういったところの紹介などもやってはいる。今回、全部ではないがそれぞれ実際に個別の学校の状況も聞いたところ成果が出ている学校もある。他県に学ぶことももちろんだが、県内の個別の小学校、中学校の状況を市町村の協力も得ながら情報収集させていただき、県内での取り組みでプラスになるところが、当然ほかの学校でもやはり取り組みやすいところだと思う。そういった取り組みもやっていきたいと思っている。ただ、先ほどのご質問にあったように、なぜなかなか上向いてこないかという具体的な原因は、正確なところは十分に分析しきっていないところがある。

○原委員 44位と報道されているが、とにかく点数が独り歩きすることをとても危惧している。やはりこれは過激な受験戦争の裏返しで、小学校からそういうことがあってはならないのではないかと考えている。都市部は小さいときから塾に行っているので、点数を取ることに慣れている。私はこの調査結果を見たときに、島根県のいいところは、やはり全国に比べて大変いい成績を残している地域との連携やふるさと教育、家庭生活の部分だと思った。悪いところばかり見るのではなく、小学生は伸び伸びと家庭やふるさとで育まれていて、勉強は中学校に入ってきたと挽回しているのだろうと、少し身びいきだがそういうふうに見させていただいた。このテストがあるために、例えばその2週間前から学校で漢字テストを繰り返したりといったことが無きにしも非ず、ということをよく聞いている。そういった中で本当の子どもたちの今の様子が見えているのかということもあるので、保護者としても44位ということにあまり踊らされてはいけないと思っている。

このたび、教育委員会の点検・評価報告書で総合教育審議会の先生方が次期ビジョンの中で、知識基盤型社会への対応に次いで、主体的な学びを促進するということを第2項目として挙げていらっしゃる事がすばらしいと思った。やはり島根の教育は知識基盤だけではなく、主体的に学びを促進するということを次期ビジョンで作られるということを読み、本当にこれはぜひやっていただきたいと思った。そういう方向に目を向けていただきたいと保護者としても思う。

○矢野義務教育課長 文部科学省も報道発表の際に説明し一部新聞でも取り上げていたが、今回の調査結果は全国で低いところと高いところはあるものの、その差が非常に小さくなってきており、幅の狭い中での順位となっているという報道があった。11の3ページの一覧表で3ポイント以上違う場合は二重丸、黒三角の印としているが、私どもが行った記者会見の中でも、この3

ポイントにどういう意味があるのか、ということがあった。きちんとした基準があるということではなく、見やすい形ということで3ポイントとしているが、例えば小学校の国語Bの問題は全部で12問しかなく、1問が非常に大きい割合を占めている。そういったこともあり、このマイナス3ポイントというのは、そう大きくかけ離れた数字ではないとは思っている。ただ、先ほどご指摘があったように、そういったマイナスの状況が変わらないという点はやはり改善しなければいけないと思っている。

また、中学校が全国並みにはなっているが、やはり中学校で頑張っただけでこういう結果になったのかということ、それだけではないと思っている。この調査に表れない部分での小学校での取り組みがやはりあると思っている。ただ、小学校においてもこの調査に表れる部分もやはり同じように頑張っていたきたいので、またこれから現場にも指導していきたいと思っている。

○岡部委員 せっかくこれだけの調査をされているので、もちろんそれを現場での指導に生かされるということは大命題であると思うが、その取り組みの成果をお聞きすることができれば非常に有益だと思う。これはすぐに効果が出るような、即効性のあるものではないと思うので、ある程度5年や10年といったスパンの中で、この結果を受けた形での取り組みやその成果を示していただければと思う。

○矢野義務教育課長 私も現場にいたこともあるが、今おっしゃったように、学校での研究というのは何らかの手だてをやり、その結果がどうだったかとPDCAサイクルで回すが、それが明確に結びつかないところもある。ただ、そうは言っても人も時間も限られたものであるもので、こうしたものを有効に使ってやはり効率的な形で教育をしていかなければならない。そういう観点からは、我々もそうであるが、やはり学校に対してもこの手だてをやったからこういう結果に結びついた、ということをはっきりと分析することをしっかりやっていく必要があると非常に痛感している。

○岡部委員 ぜひそうしていただきたい。

○土田委員長 またいろいろな意見を整理しながら指導していただきたい。

――原案のとおり了承

第40号 学校危機管理の手引の改訂について（義務教育課）

○吉崎子ども安全支援室長 報告第40号学校危機管理の手引の改訂についてご報告する。

学校危機管理の手引というのは、各学校で作られている管理マニュアルの作成を支援するという目的で作っているもので、平成14年に作成し22年に全面改訂を行っている。しかし、報告等の窓口が今年度、生徒指導推進室から子ども安全支援室に変わった。また、前回の改訂以降、新たな危機管理事案も発生したことや、東日本大震災を教訓とした対応の見直しが必要になった。さらに同一の事案の対応も時点修正の必要性が生じており、これらを受けて今回改訂したものである。

具体的には12の2ページに目次を示している。各委員には実際の危機管理の手引を事前にお配りさせていただき、事務局側にも全て配布している。委員にお配りしたものは改訂部分は赤字で示している。その中で特に新規で加えたものが食物アレルギー、放課後支援活動中の事故、クマ出没時やスズメバチ刺傷事故への対応である。また、追加等で修正したものが学校給食の危険な異物混入、寄宿舎の食中毒、PM2.5等への対応、地震発生時の津波、さらに昨年の大津の事件以来のいじめの対応、そして体罰への対応についてである。各課に協力を依頼し、それぞれの部署で改訂作業を行ってもらった。それをまとめて今お示ししており、ここでご承認いただければこの後ホームページへも掲載し、各学校で活用していただくように進めていきたいと思っている。

○岡部委員 大変重要なマニュアルだというふうに認識している。この周知徹底について、どの

ような形で行ってきちゃるのか。また今後、この改訂版についてどのように周知徹底を行われる予定なのか。

○吉崎子ども安全支援室長 まず県立学校へは直接、また市町村教育委員会へはデータと一緒に通知を发出し、周知を図っていただくようお願いしている。各公立学校についてはおそらく毎月校長会等も行われているので、市町村教育委員会からそうした機会に周知を図っていただくようお願いしたいと思っている。また、県立学校については17日に第2回目の校長会等もあるため、その折に少し触れて私から直接お伝えしたいと思っている。

また、今後いろいろな研修会等を通じてなど、随時お伝えする場を見計らって手引きの改訂をしているので一度点検をお願いします、ということをお伝えしていきたいと思っている。

○岡部委員 ぜひとも校長先生や幹部クラスの先生方だけでなく、本当に一線にいらっしゃる先生方にも徹底的に浸透するような形で、きめ細かな指導、周知徹底をしていただきたい。それは何度されてもいいぐらい重要なことだろうと思う。せっかくこれだけのマニュアルがまとまったわけであるので、それを一線の先生方も含めた皆さんにうまく周知徹底するよう、ぜひとも取り組んでいただきたいと思う。

○仲佐委員 学校危機管理手引というふうに危機管理のマニュアルが作成されていることは勉強不足で、初めて知ったところで大変申し訳ない。今回新しい項目として食物アレルギーの項目が増えているが、最近、全国的にも死亡事故があったり、救急搬送されるような事例があったりいろいろとテレビ等の報道で聞いている。島根県においては、この食物アレルギーは25年度の改訂版に記載されるわけだが、今までは別に管理されていたのか。それとも今回初めてここに記載されるまでは、この食物アレルギーについては何もマニュアル的なものはなかったのか。

○荒瀬健康づくり推進室長 実際にはこういった形では示していなかったが、国のほうで平成20年度に食物アレルギーに関するガイドラインを示していた。その中では各学校において危機管理マニュアルを作成することを具体的に示しており、参考例も記載されていたのでそれをもとに対応されていた。昨年度、調布市でアナフィラキシーの死亡事故が起きた。喫緊の課題として今回、学校危機管理の手引きに新規に追加したところである。

○仲佐委員 この頃アレルギーの子どもが増えているとよく耳にするので、今回このようにマニュアル化されたということは大変いいことだと思ひ評価している。

いただいている冊子の24ページに、教職員が重症化に備えて、処方されている児童生徒である場合にはエピペン、AEDを準備と記載されている。またもう一つ別の項目でもAEDを使用することがあるという文章もある。ただこれを記載するだけではなく、AEDがどこにあるかという設置場所までの明示が必要ではないかと思ったが、学校には全て整っているのか。

○吉崎子ども安全支援室長 学校のAEDについては、基本的に全ての学校に配置してあるというふうに受け止めている。

○仲佐委員 受け止めているというのはどういうことか。

○吉崎子ども安全支援室長 各学校で設置場所が決まっているので、職員の中できちんと確認し年に1回は個別に救急法等の講習会でAEDの使用についても研修を行っている。

○原委員 PTAの研修会で毎年、心肺蘇生法や救急法の研修があるが、そのときに自分の学校の近くでAEDがある場所、例えば地区振興センターにあるとか、大体病院も持っておられるなど確認する。その近くの場所で事故があったときにはその場所へ行くようにと、一応学校から連絡があった。

○仲佐委員 AEDがあっても、その場所がわからない、それが機能しないということではだめではないかと思った。学校の先生はもちろん校内の設置場所をご存知で、その使用方法もご存知ないといけないのでは、というところである。

もう1点お尋ねしたいが、学校安全の第2章の学校安全の中に、風水害発生、地震発生時、火災発生時の対応という項目がある。この中に原発についての項目はないが、その辺りはまた別の防災管理のほうで対応されるのか。島根県も原発県であるので、ここにあげなくてもいいのかどうか。その辺りはどのようにお考えになっているか。

○高宮総務課長 原発事故も当然想定しなければならない大切な事象であり、関係部局等と連携をとりながら、早急に追加して掲載できるよう準備を進めたいと考えている。

――原案のとおり了承

第41号 平成25年度全国高等学校総合体育大会・全国中学校体育大会等の成績について (保健体育課)

○野津保健体育課長 報告第41号平成25年度全国高等学校総合体育大会・全国中学校体育大会等の成績についてご報告する。

資料は13ページをご覧ください。この夏に行われたインターハイ、あるいは全国中学校体育大会、あるいはそれに準ずる大会の入賞者である。なお、ベストエイト以上を入賞者として公の場で報告させていただいている。

一覧は資料の表のとおりであり、上が高校生、下が中学生である。上位入賞を少しご紹介すると、1番から3番までが松江商業高校の青山聖佳選手であり、短距離の3つの競技で入賞を収めている。200メートルについては2位という上位入賞であった。まだまだ非常に成績が伸びている生徒であり、現在2年生だが、今後日本を代表する短距離ランナーになるのではないかという期待も集まっているところである。続いて4番から6番が棒高跳びだが、大社高校の生徒3人が同時入賞しており、金山選手にあっては2位という上位成績である。この3人は中学も同じ出雲一中であり、中学のときから一緒に切磋琢磨していた。中学のときも大社高校に行って中高一貫の指導を受けており、そういった非常に恵まれた環境で強化をしていた成果がこういった最高の形で表れたと考えている。8番の須山晴貴選手は飛び込みだが、昨年の全中のチャンピオンである。今年は高校1年生で体もかなり大きくなり、高校生の中で闘う体ができたと見受けられた。今年は1年生ながら2位という好成績を収めており、今後の活躍が期待される場所である。なお、9番の須山由莉子選手は姉であり、姉弟同時入賞ということでこちらも快挙である。

中学生の方をご覧くださいと、上位入賞の2位が陸上の花田選手、またホッケー男子の仁多中、女子の横田中がいずれも上位入賞している。なお、7番のバレーボール、8番の軟式野球の順位がベストエイトとなっているのは、この大会では競技主催者が準々決勝で負けたものには順位をつけないということにしているためである。順位としては出ていないが、ベストエイトに進出しており、事実上の5位ということである。

近年の入賞状況をご覧くださいと、総数でいうと昨年よりも1つ下げているが、ほぼ同じ成績を挙げており、近年は30弱のところまで推移している。成績が少し上がったところをキープしているという状況である。

○仲佐委員 この報告事項と少し離れるが、この間、島根県立武道館で武道振興大会があり行かせていただいた。開会式の後になぎなたの会場に行ったが、そこで先日、日本一を取ったという小学3年生の女の子が袴をはいて正装し、試合に臨んでいる姿を見た。なぎなたは階級がないので、小学2年生であろうが3年生であろうが中学生とも試合をすることがあり、そういうところも見させていただき、上級生にも勝っていた。そういうすばらしい小学生がいるというところを見せていただき、ぜひ国体の選手に育てていただければと強く思ったところである。

○野津保健体育課長 いわゆる小学生、ジュニアといった世代から競技を始めていただくために、県でも普及に力を入れるということで今年から新しく地域が輝くスポーツ普及事業などの事業を起こした。これまでは財政上の理由で、成果主義ということで勝ったところだけに強化費を渡すというやり方をしばらくとっていた。しかしこの事業は全競技40団体に対し行っている。全競技団体で多少の多い少ないはあるが、頑張っているところに普及のための資金を渡し、合同練習会や中央から有名選手や有名な指導者を呼んできて指導を受ける、そういった事業を進めている。

なぎなたについては、現在ははっきり申し上げて高校生は3人しかいない。国体は3人出場であり、インターハイは5人出場である。団体戦がぎりぎりである。非常に厳しい状況にあるが、中でも中国チャンピオンにはなっている。これに続く選手の育成に非常に力を入れなくてはと、なぎなたの連盟でもそういった認識を持っておられ、出雲・平田を中心に少年教室を開催されており、県立武道館においてもなぎなた教室を始めている。武道館には全国チャンピオン、世界選手権2位の安喰選手が今、現役でいる。彼女に聞くと、なぎなたにも型のなぎなたと試合のなぎなたとがあり、教室においてもいろいろ方針がある。武道館で自分たちは試合に勝つなぎなたをやっており、こういったものが上の大会につながっていくので、しっかり力を入れてやりたいということであった。そうしたことをこれからも県としても支援していきたいと思っている。

――原案のとおり了承

第42号 第68回国民体育大会出場獲得数について（保健体育課）

○野津保健体育課長 報告第42号第68回国民体育大会出場獲得数についてご報告する。

資料は14の1をご覧いただきたい。今週日曜日に最後の国体のブロック間予選が終わり、国体の出場枠が全て確定したところである。この表の見方だが、例えば3番のサッカーを見ていただくと、少年男子に色が塗ってある。このように色を塗っているところが出場枠をとったところである。全国が24チーム本大会に出場する中で、中国ブロックはそのうち3件出場枠があったということである。島根県が①となっているが、①、②のように丸がついている番号は出場枠を予選で獲得した県である。4、5とあるのは順位が4番目、5番目で、丸がついていない番号で書いてあるものは出場枠が取れなかったということである。サッカーの少年男子については、ブロック予選1位で本大会出場枠を獲得したということである。また、例えば陸上全種別には県単位と書いてあるが、これはブロック予選はないため、県予選を経て県から代表として本大会へ出場できるというものである。

各競技についてはまたご覧いただくこととして、総数についてご説明すると、去年は県単位のブロック予選だけでいうと12競技の突破だったが、今年は14競技で出ている。さらに成年男子、少年男子といった種別で申し上げると、去年は団体が16、個人が7の合計23の突破だったが、今年は団体が18、個人が10と、それぞれ2増、3増の合計5増の28の突破となった。昨年よりも若干いい成績を収めた。戦う内容を見ても、今年の頑張りは去年よりも大きく、負けたところも非常に肉薄していたというふうに見てとれた。

なお、本大会については、会期前大会が来週9月11日から15日に行われる。本県に関係があるのは水泳とボート、また公開競技のビーチバレーである。本大会は10月28日から11月8日まで、いずれも東京を会場として行われる。また応援のほどよろしく願いたい。

――原案のとおり了承

第43号 平成25年度優良PTA文部科学大臣表彰について（社会教育課）

○小仲社会教育課長 報告第43号平成25年度優良PTA文部科学大臣表彰についてご報告する。

これはPTA活動に関する文部科学大臣表彰の団体表彰の部門である。優秀な実績をあげているPTAを表彰するもので、組織運営、他団体や地域との連携を考えながら活動されている団体について表彰するものである。各都道府県から3団体以内を推薦できるようになっており、PTAの県内の各団体から推薦があがってきたものを、県の中で優先順位をつけ3団体推薦している。

団体表彰については各PTAの団体の全国大会の際に表彰されることになっており、その前後で文部科学省から表彰できるかどうかの通知がある。今年度は島根県からは幼稚園のPTAを2団体、特別支援について1団体を推薦していたが、公立幼稚園のPTAの全国大会が8月10日に出雲市民会館で開催され、その際に表彰されたものを報告するものである。被表彰団体としては、出雲市立今市幼稚園のPTAである。主な表彰理由としてはそれぞれの保護者が各委員会に所属している、あるいはおやじの会を組織してホームページを通じて積極的に情報発信をするなど、地域とのつながりを持って活動をなさっているというところである。もう一つは松江市立古江幼稚園のPTAで、こちらについても地域に対して広報誌を作成して情報発信をなさったり、あるいはおやじの会を結成して積極的に活動なさっているというところである。

なお、特別支援については4月に表彰予定であり、こうした決定がまだ来ていないため、決定後に改めて報告させていただきたいと考えている。

――原案のとおり了承

第44号 PTA活動振興功労者表彰について（社会教育課）

○小仲社会教育課長 報告第44号PTA活動振興功労者表彰についてご報告する。

これはPTA活動に関する個人に対する功労者表彰であり、おおむね5年に1度の表彰となっている。3年以上活動なされた方など推薦の基準がある。県からは現在2名を推薦しているが、1名について表彰があったので報告させていただく。

表彰は8月22日に全国高等学校PTA連合会山口大会において行われた。被表彰者は元島根県高等学校PTA連合会長の本山禎彦さんである。主な表彰理由にあるように、平成18年に創立50周年記念事業の実行委員長として、陣頭指揮をとって記念事業を成功に導かれた。また、PTA便りの発信などの情報発信もなさっている。さらに連合会の会長だけでなく、それ以前には安来高等学校のPTAの会長としても活動されており、独自の活動もなさっていた。そういったことで今回、島根県から推薦させていただいたところ表彰が決まったものである。県内から2名推薦できるということで、この方以外に小・中学校の関係でもう1名推薦を行っているが、こちらについては11月に表彰予定である。また決まったところでご報告させていただきたい。

――原案のとおり了承

第45号 「第37回全国高等学校総合文化祭」結果報告について（社会教育課）

○小仲社会教育課長 報告第45号「第37回全国高等学校総合文化祭」結果についてご報告する。

7月31日から8月4日まで長崎県において開催されたが、島根県勢の結果のうち入賞以上について報告させていただく。全体として参加したのは19部門、延べ263名であり、資料17の2ページに一覧を載せている。その中の入賞以上が17の1ページの2以下のとおりである。小倉百人一首のかるた部門の優秀賞については、実質2位から3位ということである。松江北高等学校3年、岡田優さんが受賞している。演劇部門は出雲高校が優良賞を受賞しており、これについては5位から12位となっている。写真部門については、奨励賞ということで出雲北陵高等学校の田中さんが受賞しているが、これは概ね11位から30位以内に該当するものである。郷土研究部門については、浜田高等学校が優良賞を受賞しており、これは概ね3位となっている。

――原案のとおり了承

第46号 「古代歴史文化賞」受賞作の発表スケジュールについて（文化財課）

○丹羽野古代文化センター長 報告第46号「古代歴史文化賞」受賞作の発表スケジュールについてご報告する。

資料は22ページをご覧いただきたい。折々に報告させていただいている古代歴史文化賞だが、いよいよ来週9日に選定委員会が開かれ、大賞等が決定されることになった。この選定委員会が終わった後、さほど間を置かずに東京の帝国ホテルで発表会を実施する予定にしている。この賞を連携して実施している三重県、奈良県、宮崎県については代理も含め、知事にも出席していただける予定である。選定委員、受賞候補者の方にも集まっただき、大々的に発表会を開きたいと考えているところである。ちなみに、先般この古代歴史文化賞の候補となる5作を公表させていただき、裏面にその著作を載せている。これについては推薦委員が出版社の推薦を受けたいえで事務局の中で2段階に分けており、さらに2段階に分けた中の1段階には外部委員も入れて、この5作品に絞っている。その後、選定委員会で審議いただくという段取りになっている。

○土田委員長 発表は来週の月曜日か。

○丹羽野古代文化センター長 そうである。

――原案のとおり了承

第47号 大雨による被害状況について（総務課）

○高宮総務課長 報告第45号大雨による被害状況についてご報告する。

資料は23ページをご覧いただきたい。大雨に関する被害だが、今般の異常気象で7月下旬、8月の下旬、そして今週の初めと大きく3回に分けて雨が降っている。

まず7月下旬の雨は津和野を中心とした豪雨であり、学校施設の被害はなかったが、西周旧居ほか、いずれも津和野町内に存在する5つの文化財が被害を受けている。いずれも比較的損傷は軽微であり、西周旧居なども観覧等は再開されている状況だが、原状復旧に向けて準備を進めているところである。

2点目は8月下旬に降った大雨であり、これは江津、浜田、益田と県西部が中心になったものである。こちらは学校被害も出ており、県立学校は浜田養護学校、市町村立学校は浜田市の有福小学校等3校が被害を受けている。文化財についても浜田市の豊ヶ浦、邑南町の断魚溪など、5つの場所が被害を受けているということある。いずれも土砂の崩落等があるが、幸いにして学校活動に直接的な影響が及ぶほどの大きな被害はなかった。ただ、4月の雨でも山口線が被害を受けていたが、特に8月下旬の雨ではJR三江線、山陰本線が被害を受けており、学校そのものに被害はないけれども、生徒の通学については非常に大きな影響があった。県としてもJRに対し代替バスなどで積み残しがないように台数の増加を働きかけたり、あるいは代替バスの運行が当初は浜田、江津間であったものを浜田から温泉津まで運行区間を延長するよう働きかけをするなどして、生徒の通学支援に努めてきたところである。

3番目は被災者支援である。これは今回、例えば家族や保護者等が被災され、家計の状況に大きな影響があって、学費を支弁することがなかなか難しくなるような大規模な被害を受けておられる方に対し、無利子の奨学金制度が用意されている。こうした制度について、学校を通じて児童生徒や保護者に周知を図り、必要であれば活用を呼びかけているところである。

――原案のとおり了承

土田委員長：非公開宣言

—非公開—

(議決事項)

第10号 平成25年度教育功労者及び教育優良団体表彰について(総務課)

——原案のとおり議決

第11号 平成25年度優れた教育活動表彰について(総務課)

——原案のとおり議決

(報告事項)

第48号 平成25年度9月補正予算案の概要について(総務課)

○高宮総務課長 報告第48号平成25年度9月補正予算案の概要についてご報告する。

資料は20の1ページをご覧いただきたい。9月補正予算案の要求状況については以前の協議会でご説明したが、このたび予算案が決定した。予算の取り扱いは、来週9月9日の議会運営委員会の場で説明され、それ以降に解禁になるということである。概ね9月9日の午前中までは非公開の扱いになると考えていただきたいと思います。

内容をご説明するが、まず教育委員会補正予算の総額は18億5,300万円の減額となっている。内訳としては事業費が5億3,000万円余の増額、給与費が23億8,000万円余の減額ということである。

課別補正予算枠の内訳は総務課で23億8,800万円余となっているが、これは全て給与費である。内訳は6月の教育委員会でお話ししたかと思うが、給与の特例減額を今年度に限り行っており、この特例減額に伴うものが17億8,400万円ほどの減額である。残りが約6億円余となるわけだが、そのうち4億5,000万円は本年度から共済費の追加費用の事業主負担分の負担率が変更になったことによる減額である。また、現員現給補正ということで、どうしても4月1日になると新陳代謝が起こり、それによって給与額が変動する。その新陳代謝による1億5,400万円の減ということだが、メインは特例減額の17億8,400万円ということになっている。

課別にそれぞれ記載しているが、主なものはこの特例減額分を活用した特別的な事業ということで、資料20の2ページに載せている。

まず1点目は県立学校維持修繕事業(安全対策)である。今回の特例減額は、そもそもの目的が東日本大震災を契機とした安全安心対策の一層の推進である。また、政府も種々やっているが、景気対策を中折れさせないよう地方で新たな借金をすることなく、景気対策の持続的な継続を図るという観点から、財源捻出ということで考えられている。その財源の活用策としても、まずは安全安心を初めとする学校環境の整備ということで計上させていただいているのがこの事業である。

主な内容としては①にあるように、県立学校非構造部材耐震化が1点ある。耐震化の状況については前回の教育委員会会議で教育施設課がご説明したが、県立学校については、特別支援学校は先月末で実績100%、高校は平成27年度までには確実に100%に達することになっている。ただ実際に災害が起きると建物の中にある家具などが転倒して児童生徒に被害が及んだり、避難路をふさいだりすることがあるため、こうしたロッカー等の転倒防止策を行っていく。また、

特別支援学校などでは身体の不自由な子どもたちもいる中で窓ガラスが飛び散ると危ないため、その飛散防止策である。通信機器等というのは学校にある校内放送設備等であり、こういうものはどちらかというと学校を作ったときに1回作ると、なかなか更新がきかないという性質があるが、設置してから長期間経っている校内設備や警報器などについては今回更新を図りたい。また、老朽化した防火シャッター等についても更新を図りたい。これらはいずれも耐震対策、あるいは防災対策とし、児童生徒の安全安心を確保するものである。

②は特別支援学校のスクールバスの整備である。県内には現在12校の特別支援学校があり、14台のスクールバスが運行されている。通学に使用されているものもあるし、校外活動等に使用されているものもある。このうち5台はすでに購入から15年以上経過しており、非常に老朽化していたり、あるいは走行距離が長くなっていたりしている。こうしたことから、今後のバスの安全な運行を考え、5台のバスを更新することにしたものである。

③は特別支援学校の空調設備の導入である。高校については普通教室の空調はPTAの協力をいただいて設置している学校が大半だが、特別支援学校についてはPTAの財政的な問題等から、PTA負担での冷房設置は行われていない。一方で特別支援学校には、病気などの関係で体温調節が必要な子供たちが在籍しており、そういった子どもたちがいる普通教室には公費でエアコンを設置していた。具体的には約300教室あるうちの半分程度は体温調節等が必要な子どもたちがいるということで公費で設置されていた訳だが、裏を返せば残り半分については設置されていない状況であった。現在、発達障がい等がある子どもたちが増えてきている中で、夏休みの間は授業がないとはいえ、夏休み前も暑かったり、夏休みが終わってからも残暑が厳しかったりしてどうしても集中を欠いてしまい、なかなか授業が成り立たないということもあった。この際、特別支援学校の空調機器を整備し、学習環境を一新しようということである。

2点目は公立小中学校の非構造部材耐震化対策支援事業である。学校の建物本体の耐震化は設置者である市町村の方で進められているところだが、こちらは県立学校に比べてまだ若干時間がかかるような状況である。しかし地震は待たなしでいつ襲ってくるかわからないので、まず県としてできる支援としては、やはり県立学校と同様に建物の中にあるロッカーや戸棚が倒れてきて子供たちが怪我をしない、あるいは避難路がふさがれることがない、こうしたことに対するものである。建物の耐震化が遅れていても、これらは単独でも耐震対策として非常に効果が高いものである。学校規模に応じた定額の交付金により、市町村の負担なしでできる範囲でこうした家具等の転倒防止策を講じていただきたいと考えている。なお金額は6,240万円を計上しているが、市町村で準備の都合等もあろうかと思いい現在の予定では9月補正で6,240万円、そして同額を来年度当初予算での計上を目指している。今年の下半期と来年度の早いところで市町村にもPRを図り、小中学校におけるこうした家具などの転倒防止策に取り組んでいただきたい、その支援を行いたいということである。

3点目は特別支援学校職業訓練教材整備事業である。ご承知のように特別支援学校で学ぶ子どもたちの数はここ10年間で数割増えている中で、本県の一般就業率は約33%であり、3人に1人は一般就労できる状態である。しかし、実際に対象となる子どもの数が増えている状況で、更なる就労先の拡大や、実数ベースで一般就労できる子どもたちを更に増やしていかなければいけないということがある。こうした中で、特に最近は洗車やペットメイキングなど、サービス関係の業種での求人も高まっていることがあり、そうした就労先の多様化に対応して在学中から練習ができるように施設設備の充実を図っていく。また、知的障がいがある子どもの入学が増えているが、現在知的障がいの程度を計るための知能検査の器具が各学校間で共有されており、なかなか必要な時にすぐに使いづらいという状況がある。知的の養護学校については各校に一つ知能検査の器具を持って必要な時に必要な検査を行い、的確な指導ができるような体制を整えたい。以上の3点を柱とした事業を教育委員会における特例減額に対応する事業として議会へ上程される予定となっている。

○仲佐委員 補正予算案で増額となる事業費として説明があったが、数字が出ているということは、すでに見積り等により業者が決まっているということか。

○高宮総務課長　これは県の中で設計ではこのくらい事業費がかかるだろうということである。執行の段階では、当然入札を行ったり見積りを取ったりしたうえで契約することになる。県の内部の設計単価ということで考えていただければと思う。

――原案のとおり了承

土田委員長：閉会宣言　　15時59分